

ふるさと納税の優遇措置について

ふるさと納税制度により、関ヶ原町への寄附金は寄附金控除の優遇税制が受けられます。控除を受けるには関ヶ原町が発行する受領証を添付して確定申告を行う必要があります。

方法 寄附金（ ）から 2,000 円を引きます。

1. 複数の市町村等に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額
2. 総所得金額等（サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額）の 30%が限度

方法 方法 で求めた額に 10%を乗じます。・・・【住民税の基本控除】

方法 所得税の税額軽減額を出します。

《サラリーマン（配偶者を扶養）の場合の所得税の控除率》

年収 概ね 460 万円まで・・・5%
概ね 650 万円まで・・・10%
概ね 1,090 万円まで・・・20%
概ね 1,310 万円まで・・・23%
概ね 2,270 万円まで・・・33%
概ね 2,270 万円まで・・・40%

方法 90%から方法 の計算の際に用いた所得税の控除率を引きます。

方法 方法 で求めた額に方法 で求めた率を乗じます。・・・【住民税の特例控除】
の額は住民税所得割の 1 割が限度

寄附金控除の計算の一例

給与収入 700 万円で配偶者を扶養の場合・・・所得税の税率：20% 住民税所得割額：371,500 円

○関ヶ原町に 3 万円を寄附した場合

2,000 円（適用下限額）を除いた 28,000 円（所得税分 5,600 円 + 個人住民税分 22,400 円）が税額控除されます。

算出根拠は次のとおりです。

方法 による 寄附金控除額 28,000 円（寄附金控除の対象外：2,000 円 = 個人負担分）

方法 による 住民税の基本控除（寄附金額 - 適用限度額）の 1 割控除 2,800 円（28,000 円 × 10%）

方法 による 所得税の控除分（所得控除による税額軽減） 5,600 円（28,000 円 × 20%）

方法 による 住民税の特例控除 19,600 円（90% - 20% = 70% 28,000 円 × 70%）

上記により求めた額は個人住民税の所得割額の 1 割を上限とします（今回のケースでは、37,150 円）

寄附金控除の対象となる額は、寄附者の所得や扶養者等により異なります。詳しくは税務署もしくはお近くの市区町村税務担当課までお問い合わせ下さい。